

令和5年5月29日

奈良県議会議長

岩田 国夫 殿

氏名 岩田 国夫

令和5年度4月分政務活動費に係る収支報告書について

奈良県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項(第3項)の規定に基づき、別紙のとおり令和5年度4月分政務活動費収支報告書を提出します。



令和5年度4月分政務活動費収支報告書

氏名 岩田国夫

1 収 入

政務活動費 280,000 円

2 支 出

(単位:円)

経 費	支 出 額	備 考
調査研究費	15,050	ガソリン代
研 修 費	0	
広聴広報費	0	
要請陳情等 活 動 費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	1,512	新聞購読料
事務所費	53,582	電気代 事務所賃借料
事 務 費	15,010	コピー機リース代、事務 用品購入代、名刺印刷代
人 件 費	0	
合 計	85,154	

3 残 余

194,846円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

領収書等添付用紙

会派・議員名 岩田 国夫

【令和5年4月分請求分】

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費	

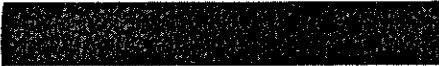
整理 番号	支払年月日	支出額	按分 率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					1

※この様式には領収書1枚を添付してください。

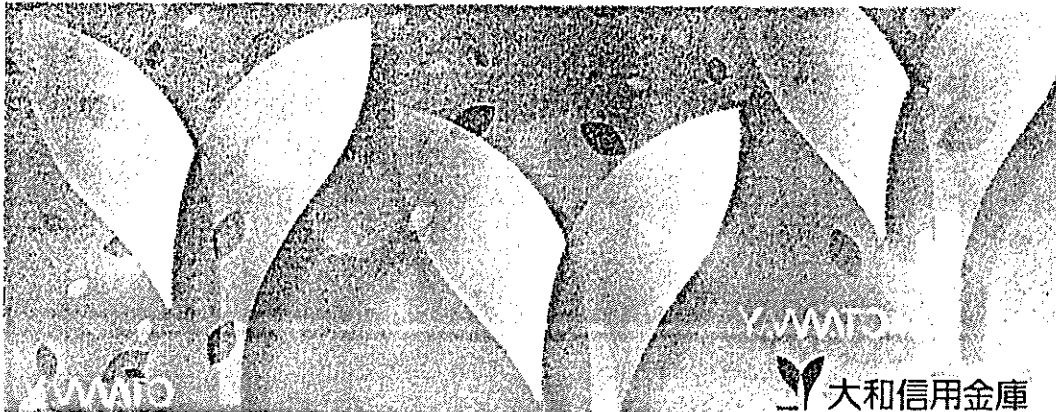
領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください)

11,880円 ÷ 12ヶ月 = 990円

店番 □ 口座番号



岩田 国夫 様



3

普通預金

年月日 支払金額 税引金額 差引残高

1	[Redacted]		
2	[Redacted]		
3	[Redacted]		
4	[Redacted]		
5	[Redacted]		
6	[Redacted]		

7 05-4-3 | 11,880 | シャーフファイナンス | [Redacted]

8	[Redacted]		
9	[Redacted]		
10	[Redacted]		
11	[Redacted]		
12	[Redacted]		

領収書等添付用紙

会派・議員名 岩田 国夫

【令和5年4月分請求分】

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費	

整理 番号	支払年月日	支出額	按分 率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					ガソリン代3月分 政務調査に活用 後援会活動と併用
2	4/10	30,101	50	15,050	

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください)

領 収 証		200011	230320
岩田国夫事務所		様	
¥30101		円也	
(内、消費税額)		円、軽油税額 (円です)	
5年4月10日		上記金額正に受領致しました。	
ご入金種別		奈良県 天理市勾田町 82-4	
(現金、小切手、相殺)		株式会社ニシグチ 天理マガタ給油所 印	
		TEL 0743-62-0754	

領収書等添付用紙

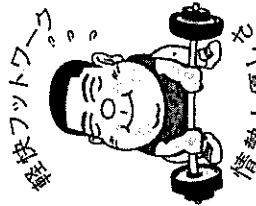
会派・議員名 岩田 国夫

【令和5年4月分請求分】

用途項目	
調査研究費	研修費
広聴広報費	要請陳情等活動費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
事務費	人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					3

奈良県議会議員



岩田 国夫

後援会事務所
〒531-0033 大阪市淀川区西中島5-1-1
電話 (0743) 631-6210
FAX (0743) 631-6218

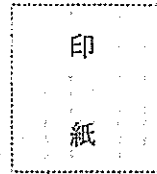
領 収 書

№ 014901

岩田国夫事務所 様

令和5年 4月 10日

金額	千	百	十	万	千	百	十	円
			7	1	9	8	0	0



有難うございました。
上記の金額正に領収致しました。

但し

内訳は次の通りです。

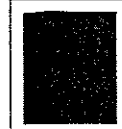
現金	19,800	円
小切手	.	円
手形	.	円
振込	.	円



梅新舎 新社

本社 大阪府大阪市淀川区西中島5-1-1
大阪営業所 大阪府大阪市淀川区西中島5-1-1 6番1号
TEL:06(6771)4501(代表) FAX:06(6773)0492
奈良営業所 奈良市環本町3-6番地
TEL:0742(23)3131(代表) FAX:0742(26)0093

取扱者印



領収書等添付用紙

会派・議員名 岩田 国夫

【令和5年4月分請求分】

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費	会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					新聞代4月分 政務調査に活用 後援会と按分
4	4/10	3,024	50	1,512	

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。（縮小しないでください）

2023年04月分
天理市勾田町253-6

領収証

No. 1- 13-0075-000

岩田国夫事務所 様

銘	柄	部	金額
奈良新聞※		1	3,024
合計			¥ 3,024
※は軽減税率対象品目			(内消費税等¥224)

お知らせ

便利な口座引落・カード支払も
ご利用いただけます

毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥3,024
(消費税 ¥224)

朝日新聞サービスアンカー天理

〒632-0074

奈良県天理市東戸堂町176-1-5

TEL: 0743-62-0520

FAX: 0743-63-6082



4/10

領収書等添付用紙

会派・議員名 岩田 国夫

【令和5年4月分請求分】

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費	

整理 番号	支払年月日	支出額	按分 率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					電気代4月分 政務調査に活用 事務所賃貸料と同率按分
5	4/17	7,164	50	3,582	

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。

(縮小しないでください)

別紙

電気料金支払証明書

電気料金支払明細書

ご契約名義 : 岩田国夫事務所 様
ご使用場所住所 : 天理市 勾田町253-6ハイツ真規103
ご契約種別 : はぴeプラン
お客さま番号 : 03-52-4498-881213

年 月 分	ご使用量	領収金額	消費税等相当額 (再掲)	領収年月日
2023年 4月分	209kWh	¥7,164	(¥651)	2023年 4月17日

合 計 金 額 ¥7,164 (¥651)

2023年 5月19日

領収書等添付用紙

会派・議員名 岩田 国夫

【令和5年4月分請求分】

使途項目	
調査研究費	研修費
広聴広報費	要請陳情等活動費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
事務費	人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					事務用品購入費（コピー用紙、他） 政務調査に活用 後援会と按分
6	4/24	9,230	50	4,615	

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。（縮小しないでください）

コピー用紙、ラベル用紙、等

領収証の金額は、13,014円になっておりますが、
事務用品以外の商品が3,784円含んでの領収書の為、
13,014円－3,784円＝9,230円の50%（按分）を計上

払込受領書

（コンビニエンスストア等お支払用）

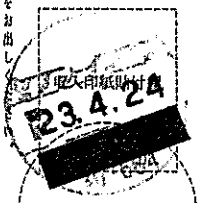
払込人氏名
岩田国夫事務所

お問い合わせ番号
23315486

金額 ¥13014
内消費税等（1183）

受取人
SMBCFファイナンスサービス振
アスクール担当販売店
株式会社文晃堂

受領印
コンビニエンスストア等取納用



金額を訂正された場合は、
コンビニエンスストア等での
お支払いはできません。

（お客様控）

領収書等添付用紙

会派・議員名 岩田 国夫

【令和5年4月分請求分】

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費	

整理 番号	支払年月日	支出額	按分 率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					事務所賃借料4月分 政務調査に活用 面積按分
7	4/30	100,000	50	50,000	

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。（縮小しないでください）

領 収 証

岩田国夫事務所

様

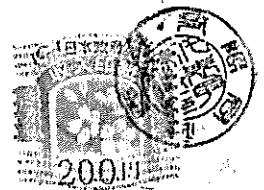
No. 104



★
但

100,000円
4月分家賃と12

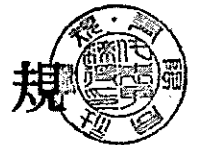
2023年 4月 30日 上記正に領収いたしました



内 訳

収 入 印 紙	税抜金額
	消費税額等(%)

株式会社 真



コクヨ ウケ-55

令和5年度4月分事務所状況報告書

会派・議員名 岩田 国夫

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 天理市勾田町253-6 電話 0743-63-6220 延べ床面積 67.54㎡
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先所有者 <input type="checkbox"/> 第三者 <input checked="" type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 67.54㎡ (a) うち政務活動使用面積 33.77㎡ (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b) / (a) = 33.77 / 67.54 → 按分率 1 / 2
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 後援会・政党事務所との面積按分)
⑦駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方:)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑨備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

建物貸借契約書

(一般事業用)

契約締結日 平成 23 年 6 月 30 日

契約始期 令和 3 年 8 月 1 日

契約終期 令和 5 年 7 月 31 日

貸主 株式会社 真 規 様

借主 岩田国夫事務所 様

建物賃貸借契約書

(1) 賃貸借の目的物

建物の名称・所在地等	名称	ハイリ真現		部屋番号または家屋番号	一階		
	所在地	住居表示	天理市勾田町 5-6				
		登記表示	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅表示に同じ <input type="checkbox"/> 住宅表示と異なる ()				
	種類	貸家・ <u>マンション</u> / 店舗・事務所・工場・倉庫・(住居付)					
	構造	木造・軽量鉄骨 <u>鉄骨</u> ・鉄筋コンクリート () 造 / スレート葺 / 平屋建					
床面積	67.54㎡の内、約 (登記簿面積)	約	㎡	バルコニー	㎡	新築時期 平成 4 年 / 月	
賃貸借部分等	引渡状況	<input type="checkbox"/> 内装済 <input checked="" type="checkbox"/> 現況渡し					
	設備	トイレ	<u>専用</u> <u>水洗</u> ・非水洗・共用 (水洗・非水洗)				
		浴室	無 <u>有</u>	電気	無 <u>有</u>	(メーカー・専・子・割当) (割当 円/月)	
		シャワー	無 <u>有</u>	ガス	無 <u>有</u>	(都市ガス・プロパンガス) (メーカー・専・子・割当) (割当 円/月)	
		給湯設備	無 <u>有</u>	水道	<u>水道本管より直結</u> ・受水槽・井戸水 (メーカー・専・子・割当) (割当 円/月)		
ガスコンロ	無 <u>有</u>	下水道	無 <u>有</u>	(公共下水道・浄化槽) 接続未了 (メーカー・専・子・割当) (割当 円/月)			
冷暖房設備	無 <u>有</u>	※割当の場合、合計額を後記(3)③に記載。					
天井	無 <u>有</u>						
内壁	無 <u>有</u>						
床	無 <u>有</u>						
附属施設	駐車場	<u>含む</u> ・含まない ()		円/月			
	自転車置場	<u>含む</u> ・含まない ()		円/月			
	物置	<u>含む</u> ・含まない ()		円/月			
	専用庭	<u>含む</u> ・含まない ()		円/月			
※含まない場合、使用する使用料合計額を後記(3)④に記載。							

(2) 契約期間

始期	令和 3 年 8 月 / 日から	2 年 月間
終期	令和 5 年 7 月 / 日まで	

更新契約



(3) 賃料等

賃料・共益費、管理費及び敷金等		支払期限	支払方法	
賃料 (消費税込)	① 100,000円	当月分・翌月分を 毎月 末日まで	振込 又は 持参	金融機関名： 口座名： 口座番号： 名義人：
<input type="checkbox"/> 共益費 <input type="checkbox"/> 管理費 (消費税別)	② 円			
附属施設等使用料 (消費税別)	設備合計③ 円	持参先：		
	施設合計④ 円			
①+②+③+④ (消費税込)	100,000円	更新料 (消費税別)	賃料(新・旧)のヶ月分 または 円	
敷金	円	礼金	円	保証金 円
その他	損害保険料(借家人賠償責任担保特約保険)(年 円)、 ゴミ廃棄代(有・無) /		保証金返還率	年未満 % 年未満 % 年未満 % 年未満 % 年以上 %
備考	礼金 円は、前契約締結時に貸主が受領済の金員を 充当する。			

注 返還される敷金・保証金には消費税は課税されませんが、返還されない敷金・礼金・保証金には、別途消費税が課税されます。

(4) 貸主及び管理人

貸主 (社名・代表者)	住所 〒 氏名 電話
管理人 (社名・代表者)	住所 〒 氏名 電話

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

建物の所有者	住所 〒 氏名 電話 貸主との関係
--------	----------------------------

(5) 借主、使用目的及び業種等

借主の住所 及び氏名	住所 〒 氏名 電話
使用目的	業種
緊急時の 連絡先	住所 〒 氏名 電話 借主との関係

建物賃貸借契約約款（一般事業用）

（契約の締結）

第1条 貸主（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）は頭書（1）に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）について、以下の条項により賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約期間）

第2条 契約期間は、頭書（2）に記載するとおりとする。

2 甲及び乙は契約期間が満了する 2 ヶ月前までに協議の上、本契約を更新することができる。

（使用目的）

第3条 乙は頭書（5）に記載する目的以外に本物件を使用してはならない。

2 乙は如何なる場合を問わず、本物件を住居としてはならない。

（賃料）

第4条 乙は頭書（3）の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。ただし、賃料等の振込みの場合の手数料は乙の負担とする。

2 賃貸借の開始の月が1ヶ月に満たない場合、その月の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。また、退去の場合には日割計算せず、乙はその月分まで支払うこととする。

3 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
- 二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

（賃料以外の費用）

第5条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な費用（以下この条において「維持管理費」という。）に充てるため、共益費または管理費を甲に支払うものとする。

2 前項の費用は、頭書（3）の記載に従い、甲に支払わなければならない。

3 賃貸借の開始の月が1ヶ月に満たない場合、その月の共益費または管理費は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。また、退去の場合には日割計算せず、乙はその月分まで支払うこととする。

4 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費または管理費が不相当となったときは、協議の上、改定することができる。

5 乙が設置した造作、設備に課せられる公租公課は乙の負担とする。

6 その他、頭書（1）及び（3）に記載する賃料に含まない附属施設使用料並びに本物件の設備使用料及び消耗品の取替え費用、町内会費等は乙の負担とする。

（敷金または保証金）

第6条 乙は、甲に対し、本契約から生じる自己の債務の履行を担保するため、頭書（3）に記載する敷金または保証金を預託するものとする。ただし、敷金または保証金には利息を付さない。

2 乙は本物件を明渡すまでの間、敷金または保証金をもって賃料、共益費及び管理費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しを受けたときから、Xヶ月以内に敷金または保証金を乙に返還しなければならない。ただし、返還率の定めがある保証金の場合には、頭書(3)に記載する返還率により返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金または返還される保証金から差し引くことができる。

5 前項の場合には、甲は、敷金または保証金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。

6 乙は、敷金または保証金の返還請求権を第三者に譲渡、担保、質入れその他一切の処分をしてはならない。

(禁止または制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃貸借を譲渡し、または転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替えまたは本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、規模の大小を問わず、本物件の原状を変更する際には、工事施工にかかる設計図面、仕様書を添えて、甲に変更の届出をし、書面による承諾を得なければならない。また、工事内容の変更にあたっては、改めて甲の書面による承諾を得なければならない。

4 乙は、乙または乙の依頼した施行業者等が、前記の工事により本物件、付帯設備及び共用設備に損害を与えた場合、一切の責任を負わなければならない。

5 乙は、本物件の使用に当たり、別表第1に掲げる行為を行ってはならない。

6 乙は、本物件の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、別表第2に掲げる行為を行ってはならない。

下記貸主(甲)と借主(乙)は、本物件について以上のとおり賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、署名または記名押印の上、各自その一通を保有する。

令和 年 月 / 日
貸主(甲) 住所
 氏名

借主(乙) 住所
 氏名

連帯保証人住所
 氏名

奈良県天理市田町193番地3

株式会社 真 規

代表取締役 岩田しのぶ

TEL 0743-63-0211 FAX 0743-63-6888



岩田国夫事務所

〒632-0033 天理市勾田町253-6

TEL 0743-63-6220 FAX 0743-63-6628

